

国道6号の一部区間が福島県の管理に変わります

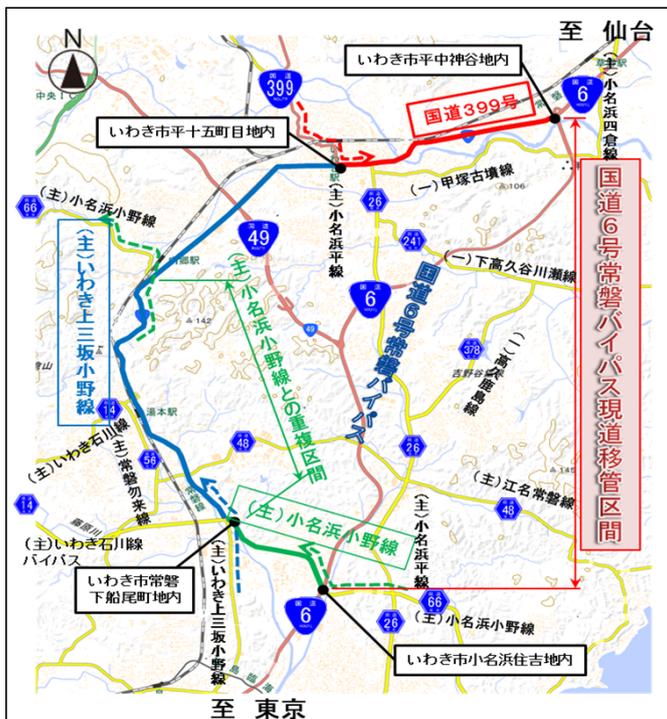
平成30年4月1日（日）から、国道6号常磐バイパスに並行する現道区間（いわき市小名浜住吉～いわき市平中神谷：延長約18km）を国土交通省から福島県へ移管します。

【移管後の路線名及び区間】

- ①主要地方道小名浜小野線
いわき市小名浜住吉～常磐下船尾町（主要地方道いわき上三坂小野線との交差点）まで
- ②主要地方道いわき上三坂小野線
いわき市常磐下船尾町～平十五町目（国道399号との交差点）まで
- ③一般国道399号
いわき市平十五町目～平中神谷（国道6号常磐バイパス終点との交差点）まで

【移管後の問い合わせ先】 福島県いわき建設事務所 管理課

移管に伴い、案内標識等の更新を各道路管理者が行っており、当面の間、旧表示と新表示が混在しますので、ご了承ください。



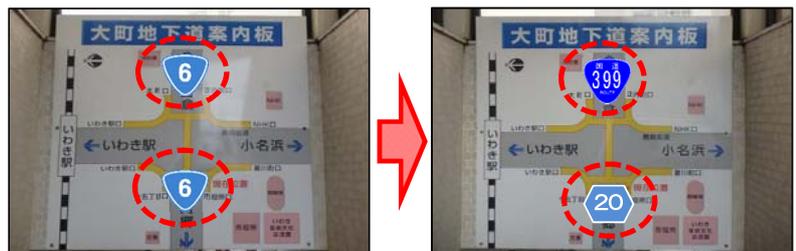
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイトル)を複製したものである。
【承認番号 平29東復第33号】

標識の表示を変更しました



『国道6号』を『県道20号』に変更

案内板の表示を変更しました

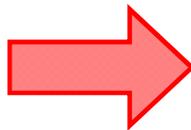


『国道6号』を『国道399号』と『県道20号』に変更

道路の異状「路肩の崩壊」「路面の汚れ（油・土砂）」「路面の穴ほこ」「故障車・落下物」を発見したら...
道路緊急ダイヤル「#9910」へ 一報をよろしくお願いします。

交通事故の注意喚起を路面標示しました

国道6号いわき市内郷御厩町地内において、「対向車注意」「追突注意」の路面標示を行いました。直進車と右折車の交通事故を防止するため、いわき中央警察署と磐城国道事務所対策したものです。ドライバーへの注意喚起により、交通事故減少につながるよう期待します。



特殊車両の取締りを行いました

2月26日（月）、国道6号いわき市錦町蒲田地内において、いわき南警察署の協力のもと、特殊車両の指導・取締りを行いました。

◆取締結果

取締台数 5台

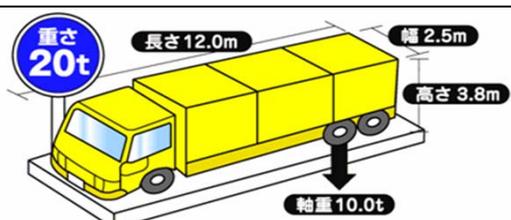
違反車両 3台（許可証不携帯1台、無許可2台）

大型車が決められた重量や高さなどをオーバーして通行すると、法令違反だけでなく道路を傷つける原因ともなります。最大積重量などのルールを守りましょう。



正しい基準を守りましょう

これらの基準のうちひとつでも超えると、「特殊車両」です。



～ いわき市内の国道6号・49号の維持・管理はこちらです～

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所

平維持出張所

住所：いわき市自由ヶ丘62-26

電話：0246-28-0644

ホームページ：<http://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/index.html>

国道の情報はこちらで確認！

国道の規制状況や路面状況が確認できます。

磐城国道事務所携帯サイト

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwaki/>

